

## 令和2年度「奨学のための給付金」の申請について

## 1. 「奨学のための給付金」とは

高校生等がいる世帯のうち、一定の要件を満たす世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、各都道府県が実施する返還不要の給付金制度です。給付を受けるためには、高等学校等就学支援金制度とは別に、保護者がお住まいの都道府県への申請手続きが必要です。

## 2. 申請できる方

- ・生活保護（生業扶助）受給世帯
- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

## 3. 申請手続き

## 茨城県内に在住している保護者

茨城県の給付額は下表となります。申請を希望する方は、学校から募集案内をお送りしますので、下記本校事務室までご連絡ください。

世帯区分	給付額（年額）	※加算額 （オンライン学習に係る通信費）
生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600 円	
非課税世帯（第1子の高校生等が在籍する世帯）	103,500 円	10,000 円
非課税世帯（※第2子以降の高校生等が在籍する世帯）	138,000 円	10,000 円

※「第2子以降」とは、次の（ア）（イ）のいずれかに該当する高校生等をいう。

（ア）高等学校等に在籍する高校生等のうち2人目以降の高校生等

（イ）当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

※加算額は、オンライン学習による通信費（家庭でのインターネット回線の通信費、タブレット端末、スマートフォン等の通信費など）の負担がある場合や、今後負担する場合のみ申請できます。

7月以降に家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当すると認められた場合は、本校事務室までご連絡ください。

## 東京都内に在住している保護者

6月13日付で本校より発送済の就学支援金配付書類の中に、「令和2年度東京都私立高等学校等授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」を同封しました。制度の対象となるかご確認いただき、7月31日（金・消印有効）までに東京都私学財団へ必要書類を直接提出してください。

## その他都道府県に在住している保護者

各都道府県の「奨学のための給付金」の案内にアクセスできるURLを、本校ホームページに掲載しております。お住まいの都道府県の案内をご確認いただき、制度の対象となる方は、案内にしたがって申請書類等をダウンロードし、期日までに指定の機関へ必要書類を直接提出してください。

## 4. お問い合わせ先

鹿島学園高等学校事務室 「奨学のための給付金」担当宛

〒314-0042 茨城県鹿嶋市田野辺141番地9 ☎0299-83-3211（平日8:30～17:00）